

岩手県告示第145号

岩手県統計調査条例（昭和24年岩手県条例第54号）第2条の規定に基づき、岩手県生産動態統計調査を次のとおり実施する。

平成20年3月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査目的 この調査は、本県における鉱工業生産活動の動向を、早期かつ総合的に把握し、諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査事項 次に掲げる事項の全部又は一部につき、毎月末日現在で調査を行う。
  - (1) 原材料
    - ア 月間受入高
    - イ 月間投入高
    - ウ 月間消費高
    - エ 他工場への引渡高
    - オ 月末在庫高
  - (2) 製品
    - ア 月間生産高
    - イ 月間出荷高
    - ウ 月末在庫高
  - (3) 月末現在従業者数
- 3 調査範囲 日本標準産業分類（平成14年3月改訂）の大分類中、鉱業、製造業及び情報通信業（小分類の新聞業及び出版業に限る。）に属する事業所のうち知事が指定する事業所（以下「調査対象事業所」という。）とする。
- 4 調査期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- 5 調査方法 知事が任命する調査員を通じて、又は県が直接調査対象事業所に調査票を配布し、調査対象事業所の代表者が記入する方法による。